

■ 泉佐野市子ども基本条例(令和6年1月1日施行) の概要

前文

第1章 総則（第1条～第3条）

目的

「子どもの権利が最大限尊重され、地域の支え合いのなかで豊かに成長できる、子育てのまち いずみさの」の実現

定義

子ども、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設、事業者、子ども施策
※子どもの範囲は原則18歳未満とする。

基本理念

①子どもの人権の尊重

子どもは、日本国憲法や児童の権利に関する条約等により保障されています。子どもが一人の権利を持った人間であることを認識し、心身の健やかな成長が妨げられないよう人権を尊重します。

②子どもが育つ環境の整備

子どもは、成長段階に応じた学びや遊びを通じて、人間関係を築き、地域社会の一員であることを自覚します。子どもの意見が地域社会に反映され、主体的に社会に参加できる環境の整備を行います。

③子どもの意見の尊重及び次代の社会を担うことができる人材の育成

子どもは、自分だけでなく他者も同じく大切に考えることで豊かな人間性が育まれます。また、他者の人権を尊重することにより、自立し、豊かな社会性が育まれます。

④支援の相互連携

子どもの養育及び発達の第一義的責任は保護者にありますが、効果的な支援を実施するために、関係機関が特性を活かし、連携し、成長段階に応じた切れ目のない支援を継続する必要があります。

基本理念の4本柱

第2章 責務及び役割（第4条～第8条）

市の責務

保護者の役割

地域住民の役割

育ち学ぶ施設の役割

事業者の役割

第3章 施策の実施（第9条～第19条）

子どもの育成のための支援

①子どもの成長の支援 ②相談支援体制の整備

子どもが安全に安心して生活できる環境づくりを進めるとともに、地域社会の一員として自立できるよう、豊かな人間性と社会性を育み、子どもの主体的な活動を支援する施策を実施します。また、保護者やその家族が抱える子どもに関する問題を総合的に相談できる体制を築くとともに、子ども自身が安心して様々な悩みを相談できる体制を整えます。

子どもの状況に応じた適切な支援

①特別な支援が必要な子どもへの支援 ②虐待の予防等に関する取組 ③いじめ及び体罰の防止に関する取組 ④不登校及びひきこもりに関する取組 ⑤経済的に困難な事情にある家庭の子どもへの支援 ⑥全ての子どもへの適切な支援

子どもが抱える問題と向き合い、個々の状況を見極めた上で適切な対応をする必要があり、子どもが抱える問題は多様化しており、特に差別、虐待、体罰、いじめといった重大な人権侵害に関する事案や、ひきこもり・不登校の問題、経済的な事情による格差の問題については喫緊の課題であり、市は、これらの問題に加え、新たな問題に対しても適切に対応できるよう幅広い支援を実施します。

子育て家庭への支援

①様々な家庭環境に応じた子育て家庭への支援 ②切れ目のない子育て支援 ③子どもの居場所づくり

子どもが安心して生活できるよう、地域社会と連携し、家庭環境に応じた幅広い支援を実施します。また、子育ての段階や状況における様々な不安を取り除き、家庭内の虐待等を予防することで、市民が安心して子どもを生み、育てることができ、子ども自身の健やかな成長のため妊娠、出産、育児など、それぞれの段階や状況に応じたきめ細やかな、切れ目のない支援を実施します。

第4章 施策の推進（第20条～第24条）

子どもへの情報提供

子どもの社会参加の促進

広報及び啓発

調査研究等

計画の策定等

第5章 雑則（第25条）

委任

泉佐野市こども基本条例の構成図

